

技術提案作成要領

入札に付する工事の概要	
工事年度・工事番号	令和5年度から令和6年度 防 第3号
工事名	和歌山県移動系防災行政無線再整備工事
工事場所	和歌山県内全域のうち県が指定する場所
工事概要	入札公告のとおり
工期	
予定価格	
調査基準価格	
支払条件	
契約の保証	
議会の議決	

入札書等の提出方法等	
	入札書、工事費内訳書、提案様式1及び提案様式2（提案様式2に参考資料を添付する場合は参考資料を含む）（以下「入札書等」という。）は、入札書等の提出期間内に提出すること。
入札書等の提出期間	令和5年9月20日(水)11時25分から令和5年9月20日(水)11時30分まで
入札書等の提出場所	和歌山市湊通丁北1丁目2番1 和歌山県庁南別館2階防災研修室(205号室)

技術提案の様式及び提出方法	
	技術提案の様式は、技術提案作成要領に添付している様式とし、次項の留意事項及び記載例に基づき記載すること。
ア	技術提案提出書（様式1）
イ	同種工事の施工実績等（様式2）
ウ	同種工事の施工実績等（様式3）
エ	配置予定技術者の資格等（様式4）
オ	県産品、リサイクル製品の積極利用（様式5）（その1）及び（その2）
カ	配置予定技術者の工事成績（様式6）
キ	申告点数表（提案様式1）
ク	工事目的物の性能・機能の向上及び社会要請への対応に関する提案（提案様式2） 現用システムから新システムへの円滑な移行方法についての提案
	様式のサイズはA4判（A4判より大きいものは、A4判の大きさに折り畳むこと。）とし、各1部を提出するものとする。
	技術提案は技術提案提出書（様式1）に記載のある提出資料順に並べ、それぞれ付箋等により見出しを付けること。
	発注機関から指示を受けた入札者は、指示を受けた日から起算して、原則として2日以内に書面により技術提案を提出しなければならないものとする。 なお、技術提案の書面をPDFファイルにして発注機関が指示するメールアドレスに送信することで、書面による提出に代えることができるものとし、期限日までの提出であるか否かは、着信日で判断するものとする。 また、送信にあたっては誤送信の防止に努めるとともに、送信後速やかに指示のあったメールアドレスに到達しているかどうかを発注機関に確認しなければならないものとする。 ただし、提案様式1及び提案様式2（参考資料を含む。）は入札時に提出するものとする。

技術提案の内容に関する留意事項

同種工事の施工実績等	
ア	平成20年4月1日から入札書を提出した日までに元請として工事目的物が完成し、引渡しが完了した、移動無線通信システム（基地局4局以上かつ遠隔制御器6拠点以上で構成するものに限る。）の整備を含む電気通信工事の施工実績の中から1件について様式2に記載し、無線通信システムを含む電気通信工事に係る県内での優良施工実績の中から1件について様式3に記載するものとする。なお、共同企業体構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合に限る。
イ	記載する工事を選定する優先順位は、原則として国土交通省発注の県内工事並びに和歌山県発注の県土整備部工事成績評定要領若しくは県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領若しくは農林水産部工事成績評定要領若しくは教育庁工事等成績評定要領により評定を行う工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）、その他国土交通省及び和歌山県発注工事、その他公共機関発注工事の順位とする。
ウ	記載した施工実績のすべての内容が確認できる資料として、記載する工事のCORINS（竣工登録）の写しを添付すること。 なお、CORINSに登録されていない場合は、契約書の写し（工事名、工期、契約金額、工事内容及び発注機関と請負業者の印を有する部分を確認できるもの）又は発注者が発行する施工実績証明書（写しでも可。内容は、契約書の写しと同じ）を添付すること。 ただし、CORINS又は契約書で同種工事の施工実績が不明な場合については、仕様書、数量総括表等から同種工事とわかる部分を抜粋して添付すること。
エ	国土交通省発注の和歌山県内での工事又は和歌山県発注の県土整備部工事成績評定要領若しくは県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領若しくは農林水産部工事成績評定要領若しくは教育庁工事等成績評定要領により評定を行う県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）を実績とする場合は、当該工事にかかる工事成績評定結果通知書の写しを添付すること。工事成績が確認できない場合又は65点未満の場合は評価の対象としない。
配置予定技術者の資格等	
ア	当該工事に配置予定の技術者について、氏名、取得している資格等を様式4に記載し、資格等の写し（実務経験による場合は当該工事の技術者となり得る実務経験を有することが確認できる経歴書等）を添付すること。 また、在籍させる担当技術者については、氏名、無線従事者資格を様式4に記載し、無線従事者免許証の写しを添付すること。なお、配置予定の技術者と兼務する場合は、配置予定の技術者に係る様式4に無線従事者資格を併記し、無線従事者免許証の写しを添付すること。
イ	継続教育（CPD）認証（各団体推奨単位以上、1年間の推奨単位でも可とする。）の有無について様式4に記載（有の場合は証明機関名称も記載）し、証明書（証明期間の最終日については入札書提出日の3ヶ月前から入札書提出日までのものに限る。なお、証明書の発行日は、書面による技術提案提出日以前のものであること。）の写しを添付すること。 記載する優先順位は、建設系継続教育の内、当該工事の主任（監理）技術者と成り得る資格に関する継続教育、その他の継続教育の順位とする。 建設系継続教育と認めるのは建設系CPD協議会に加盟し、推奨単位を設定している団体の証明とする。
ウ	当該工事に配置予定の技術者については、継続して3ヶ月以上の直接的な雇用関係（所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在すること）を有する必要があるため、確認できる書類（「健康保険被保険者証」及び「貸金台帳又は所得税源泉徴収簿」等の写し）を添付すること。
エ	当該工事に配置予定の技術者が技術提案提出日において他の工事の配置技術者となっている場合で、かつ以下のいずれかに該当する場合は、施工中の工事にかかる発注者に受理された完成通知書の写しを添付すること。 ・当該工事又は他の工事の配置技術者が専任を要する場合 ・他の工事が総合評価落札方式により発注された工事（予定価格（税抜き）1,500万円以上3,000万円未満の舗装工事業の工事で配置技術者が非専任の工事を除く。）である場合 ただし、当該工事に配置予定の主任技術者について、他の工事の配置技術者と兼務する場合は添付を要しない。
オ	当該工事に配置予定の主任技術者について、他の工事の配置技術者と兼務する場合で、かつ以下のいずれかに該当する場合は、「主任技術者の兼務届出書」（参考様式）を添付すること。 ・当該工事又は他の工事の配置技術者が専任を要する場合 ・他の工事が総合評価落札方式により発注された工事（予定価格（税抜き）1,500万円以上3,000万円未満の舗装工事業の工事で配置技術者が非専任の工事を除く。）である場合
カ	落札者は、技術提案に記載した配置予定技術者を、当該工事の現場に配置すること。ただし、特別な理由がある場合は変更できるものとするが、その場合は、死亡、傷病、退職又は産休・育休等の真にやむを得ない場合に限る。

県産品、リサイクル製品の積極利用	
	<p>県産品、リサイクル製品の積極利用（県産品・リサイクル製品）について、様式5（その1）及び（その2）に記載すること。評価においては下記の①②③の基準で行う。提案においては複数項目に記載することもできるとし、評価においては最も得点の高いもので行う。</p>
①	<p>入札書を提出した日から起算して過去3年以内に工事成績評定結果通知書が発行された同業種の工事で、県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行い、工事成績評定結果通知書の「県産品、リサイクル製品」による2.93点以上の加点評価のあった県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。以下同じ。）の件数で評価することとし、工事成績評定結果通知書の写しの添付を求めるものとする。</p> <p>共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のみ認めるものとする。</p>
②	<p>入札書を提出した日から起算して過去1年以内に工事成績評定結果通知書が発行された同業種の工事で、県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行い、工事成績評定結果通知書の「県産品、リサイクル製品」による2.93点以上の加点評価のあった県発注工事の件数で評価することとし、工事成績評定結果通知書の写しの添付を求めるものとする。</p> <p>共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のみ認めるものとする。</p>
③	<p>仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品、リサイクル製品の1品目全数使用を提案した場合を評価することとし、県産品、リサイクル製品であることを証明する書類の添付を求めるものとする。この場合、リサイクル製品は県産認定された県認定リサイクル製品に限る。</p> <p>また、けんさんびん登録されていない県産品建設資材を提案する場合は、和歌山県けんさんびん登録制度実施要綱第2条第2項第1号又は第3号の条件を満たす県産品建設資材であるものとする。</p>
配置予定技術者の工事成績	
ア	<p>配置予定技術者が主任（監理）技術者又は特例監理技術者として従事した工事で、平成30年4月1日から公告の日の前日までに工事目的物が完成し、引渡し完了した契約額（消費税及び地方消費税の額を含む。）1,500万円以上の県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行う県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）の工事成績評定点を様式6に全て記載すること。</p> <p>ただし、工期の1/2以上配置されたものに限るとともに、当該入札参加者以外に所属して行った工事は対象としない。</p> <p>なお、主任（監理）技術者又は特例監理技術者として従事した対象工事がない場合は、主任技術者と成り得る資格を有し、現場代理人又は監理技術者補佐として従事した工事で、上記条件に該当する工事成績評定点を様式6に全て記載すること。この場合、対象とするのは現場代理人又は監理技術者補佐として全工事期間に配置されたものに限る。</p>
イ	<p>共同企業体構成員としての工事成績評定点は、出資比率が20%以上の場合に限る。</p>
配置予定技術者を入札時に特定できない場合	
	<p>上記の同種工事の施工経験、配置予定技術者の資格等及び配置予定技術者の工事成績において、入札時に配置予定者が特定できない場合は、複数の候補者を記載することができる。ただし、複数の候補者を記載する場合は、候補者1名につき提案様式1及び各様式1枚とする。また、審査においては資格等の評価が低い配置予定技術者で行う。</p> <p>また、最高評価値入札者となった場合は、記載した全ての配置予定者の各様式及び添付資料を提出すること。</p>
申告点数	
	<p>申告点数表（提案様式1）に申告点数を記入し、提出すること。（評価項目の「具体的な技術提案」における申告点数については記入不要とする。）</p> <p>書面による技術提案を確認した結果、申告点数に誤りがあった場合の評価については、次のとおり取り扱う。</p> <p>①申告点数が過大評価されていた場合は、当該評価内容について適切な評価点に修正の上、評価する。</p> <p>②申告点数が過小評価されていた場合は、当該評価内容について記載された申告点数により評価する。（申告点数の修正は行わない。）</p> <p>当該様式の提出がない場合は失格とする。</p> <p>申告点数が記載されていない（内容が確認できない場合を含む。）場合は、その記載されていない申告点数については0点（マイナス評価がある場合は最も低い評価点）に修正の上、評価するものとする。なお、小計又は合計の申告点数に誤りがあった（記載されていない場合等を含む。）場合は、適切な評価点に修正の上、評価するものとする。</p>

工事目的物の性能・機能の向上及び社会要請への対応に関する提案	
ア	提出を求める提案は以下に示すとおりであり、それについて提案様式2を作成し、記載するものとする。 現行システムから新システムへの円滑な移行方法についての提案
イ	提案を適正と認めることにより、設計図書において指定しない部分の工事に関する請負者の責任が軽減されるものではない。
ウ	その後の工事において、その提案内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りでない。
エ	技術提案内容の履行に要する費用については、工事費内訳書において適切な費目に計上し、応札額に反映するものとする。
落札者決定基準	
	落札者決定基準は別紙-1のとおりとする。
総合評価の評価項目資料	
	総合評価の評価項目資料は別紙-2のとおりとする。

苦情申し立て

	発注機関の長は、落札候補者が入札参加資格の要件を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して入札参加資格要件不適合通知書により通知するものとする。
	入札参加資格要件不適合通知書を受領した者で当該要件を満たさないと認められたことに不服がある者は、当該通知の日の翌日から起算して10日（休日等を含まない。）以内に、発注機関の長に対して当該要件を満たさないと認めた理由について説明を求めることができる。
	当該要件を満たさないと認められた者が説明を求める場合は、苦情申立書（別記第4号様式）を持参又は郵送することにより行うものとする。
	発注機関の長は、苦情申立書により説明を求められたときは、苦情申立書を受領した日の翌日から起算して10日（休日等を含まない。）以内に回答するものとする。
	苦情申立書の受付窓口、受付時間 苦情申立書を持参又は郵送する場合の受付窓口並びに受付時間は、次のとおりとする。 受付窓口：〒640-8585 和歌山市湊通丁北1丁目2番1 和歌山県庁南別館3階 和歌山県総務部危機管理局防災企画課 受付時間：休日等を除く毎日午前9時から午後5時まで

その他の留意事項

	入札書等、技術提案及び苦情申立書の作成、提出及び郵送に要する一切の費用は、提出者の負担とする。
	技術提案は、提出者に無断で使用しないものとする。
	技術提案に虚偽の記載をした者は、当該工事の落札者として決定されない。また、和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成16年6月15日制定）に基づき入札参加資格停止を行うことがある。
	提出された技術提案は、返却しない。
	技術提案の作成に関する問い合わせ先は、次のとおりとする。なお、問い合わせに対する回答のうち入札参加者全員に周知すべきものがあつた場合には、その内容を和歌山県防災企画課ホームページに掲載する。 〒640-8585 和歌山県湊通丁北1丁目2番1 和歌山県庁南別館3階 和歌山県総務部危機管理局防災企画課 電話 073-441-2284(直通)

総合評価方式(標準型) 落札者決定基準

(県内・県外混合)

総務部 危機管理局 防災企画課

工 事 名	令和5年度から令和6年度 防 第3号		和歌山県移動系防災行政無線再整備工事			
工 事 場 所	和歌山県内全域のうち県が指定する場所					
予 定 価 格	事後公表					
工 事 概 要	移動無線通信設備更新 1式 基地局7局、施工箇所24箇所					
各評価項目の選定理由	現在運用中の既設設備を運用しながら更新することから、システム移行前後の安定動作や作業員の安全を確保しながら、システムの運用が制限される範囲やシステムの運用停止期間をできるだけ縮小することが当工事において重要課題となるため選定した。					
価格以外の評価点	評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	備考
	具体的な技術提案	(1)現用システムから新システムへの円滑な移行方法についての提案	評価内容に対して最大5提案とし、5提案を超えた提案項目は加点評価としない。 評価については、原則として各提案毎に和歌山県移動系防災行政無線システムの運用状況を踏まえて、技術提案の工夫による効果について確実性と重要度により評価する。	0~5	／ 5.0	
			小 計		／ 5.0	
	企業の施工能力	(1)県内での優良施工実績	①国土交通省発注県内工事、和歌山県発注工事での実績あり(工事成績80点以上)	2.0	／ 2.0	※同種工事は無線通信システムを含む電気通信工事とする。 ※対象は過去15年間とする。 ※工事成績が確認できない場合又は65点未満のものは評価の対象としない(0点とする)。
			②同上(工事成績75点以上80点未満)	1.5		
			③同上(工事成績70点以上75点未満)	1.0		
			④同上(工事成績65点以上70点未満)	0.5		
			⑤上記以外	0.0		
	小 計		／ 2.0			
	配置予定技術者の能力	(1)過去4年間の工事成績の平均値	①75点以上	1.0	／ 1.0	※配置予定技術者が主任(監理)技術者又は特別監理技術者として担当した契約額が1,500万円以上の工事を対象とする。 ※主任(監理)技術者又は特別監理技術者として担当した対象工事がない場合は、主任技術者に成り得る資格を有し、現場代理人又は監理技術者補佐として担当した契約額が1,500万円以上の工事を対象とする。 ※対象となる工事成績がない場合は、65点とする。
			②55点以上75点未満 1.0×(工事成績の平均値-65.0)/10.0	1.0 ~-1.0		
			③55点未満	-1.0		
		(2)継続教育(CPD)の取り組み状況	①当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)	1.0	／ 1.0	※建設系継続教育は「建設系CPD協議会に加盟し、推奨単位を設定している団体」とする。
			②建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)	0.5		
	③なし	0.0				
小 計		／ 2.0				
地域貢献	(1)本店の有無	①和歌山県内に本店を有する	1.0	／ 1.0		
		②上記以外	0.0			
	(2)県産品、リサイクル製品の積極利用	県産品、リサイクル製品	過去3年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価(2.93点以上)のあった同業種の工事の件数が5件以上あり	1.0	／ 1.0	※「過去3年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から計算して過去3年以内を対象とする。 ※「過去1年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から計算して過去1年以内を対象とする。
			同 2件以上5件未満	0.5		
			過去1年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価(2.93点以上)のあった同業種の工事の件数が1件以上あり	1.0		
			③仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品建設資材または県産認定リサイクル製品を1品目全数使用を提案	1.0		
④上記①②③以外	0.0					
小 計		／ 2.0				
合 計		／ 11.0				
標準点(基礎点)	100点					
加 算 点	換算は行わない					
技 術 評 価 点	標準点(基礎点)+加算点					
評 価 値	(技術評価点/入札価格(千円))×10 ²					
※ ・評価値は、小数第5位を四捨五入し、4位止めとする。 ・過去4年間の工事成績の平均値は、小数第1位を切り捨て整数止めとする。 ・本店の有無で、本店とは主たる営業所(建設業を営む営業所を統括し、指揮監督する権限を有する1箇所の営業所をいう。)をいう。						

別紙-2

和歌山県移動系防災行政無線再整備工事における評価項目資料

■ 具体の技術提案 (1) 現用システムから新システムへの円滑な移行方法についての提案

和歌山県移動系防災行政無線の運用が制限される範囲や運用停止期間をできるだけ縮小して安全かつ円滑に移行する工夫に着目して評価する。
なお、複数の観点を一つにまとめた提案は1提案として評価する。